

井戸を利用している皆さんに 給付金を支給します

—岡垣町井戸利用者支援給付金—

対象者

令和8年1月1日現在、岡垣町内で井戸を利用している、次のことに当てはまる方

- 令和8年1月1日に町の住民基本台帳に登録されていて岡垣町内で生活する世帯の世帯主
- 岡垣町内に所在する法人並びに個人事業主（以下「事業者等」と言います。）

※とともに暴力団関係者は除きます

交付額

表の区分によって支給額が変わります。

※支給は1世帯または1事業個所につき1回限り

| 区分 | 世帯人数 | 給付金支給額 |
|-----------------------------------|-------|-------------|
| | | |
| 1 水道を利用しておらず、 井戸のみを利用している世帯 | 2人以下 | 3,840円 |
| | 3人 | 7,170円 |
| | 4人 | 10,500円 |
| | 5人 | 13,860円 |
| | 6人 | 17,370円 |
| | 7人 | 20,910円 |
| | 8人 | 24,450円 |
| | 9人 | 27,960円 |
| | 10人以上 | 31,500円 |
| 2 水道を利用しておらず、井戸のみを利用している事業者等 | | 31,500円 |
| 3 水道と井戸を併用している事業者等 | | 10,500円 |
| 4 水道と井戸を併用している世帯 | | 8月中旬決定※下記参照 |

【4の支給額算出方法】

交付額 = (使用水量Aから算出される水道料金) - (その月の水道料金)

※使用水量A = 月の水道使用水量 + 世帯人数 × 2 m³ ※計算結果によっては給付金が発生しない場合あり

※対象となる水道料金は令和8年3月検針分から5月検針分まで ※世帯人数が10人以上の場合は10人で計算

申請期間・申請方法

【1～3の方】令和8年7月31日までに岡垣町住民環境課に井戸利用者支援給付金支給申請書を提出

【4の方】① 令和8年4月30日までに岡垣町住民環境課に井戸利用者支援給付金事前確認書を提出
② 令和8年7月31日までに町から送付される井戸利用者支援給付金支給申請書を提出

問い合わせ・送付先

〒811-4233 遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号
岡垣町役場 住民環境課 環境政策係 ☎093-282-1211